

施設基準における診療報酬の算定について

○一般名処方加算

当院では、薬剤の一般名を記載する処方箋を交付することができます。一般名処方とは「商品名」ではなく「成分名」で表記した処方箋のことです。一般名処方は同じ成分であれば薬価が低い薬剤を調剤することが可能となるため医療費の削減につながります。また、一般名処方により同じ成分であれば同じ効果が期待できるため供給が不安定な場合でも患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。ただし、一般名処方は医療用医薬品として承認された商品名と異なる名称が処方箋に表示されるため、当院では薬剤の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を十分に説明することを心掛けております。

○明細書発行体制等加算

当院では医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しています。

○医療情報取得加算

当院ではオンライン資格確認を行う体制を有しています。マイナ保険証の利用などを通じて受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他必要な診療情報を取得及び活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

○医療 DX 推進体制整備加算及び在宅医療 DX 情報活用加算

当院では以下の医療 DX を通じて医療を提供できる体制に取り組んでいます。

- ・オンライン請求できる体制
- ・マイナ保険証を利用できる体制
- ・オンライン資格確認などの利用を通じて取得した医療情報を診察室で閲覧又は活用して診療できる体制
- ・居宅同意取得型のオンライン資格により取得した医療情報を活用し計画的な医学管理の基、訪問診療できる体制
- ・電子処方箋を発行する体制や電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制

○介護保険施設等連携往診加算

当院では「特別養護老人ホームバラ苑」において介護保険施設等の協力診療所として定められており、利用者さまの病状の急変時に対応します。

2025.5 よしむた総合診療所